

## 綾瀬市緊急通報システム事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし等の高齢者や重度障害者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）の緊急事態発生時の対策を講じ、併せてひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対する不安を解消するため、緊急通報システム事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、自宅に当該事業の利用が可能な電話回線等を有する者のうち、世帯員全員が次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 75歳以上の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護状態区分2以上とされた65歳以上の者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級の障害を有するもの
- (4) 慢性疾患等により常時注意を要する状態にある者や、意識喪失等があり日常生活に著しく不安を抱えていると認められる65歳以上の者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業の対象としない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同条の5に規定する特別養護老人ホーム、同条の6に規定する軽費老人ホーム及び第29条第1項に規定する有料老人ホームに入所している者並びに医療機関に入院している者
- (2) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設を利用している者並びに同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を受けている者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1

項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者  
(事業の委託)

第3条 この事業は、緊急通報システムを業とする法人（以下「受託者」という。）  
に委託して行うものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、対象者に受託者の有線発報器及び携帯用無線発報器（以下「機  
器」という。）を貸与することにより行うものとし、対象者は、緊急事態にあつて  
は、機器により受託者に通報する。

2 受託者は、対象者が緊急時に発した通報を受けた場合は、電話により対象者の安  
否を確認するとともに、必要に応じ対象者の住居に直行し、関係者及び関係機関に  
連絡する等適切な処置を行うものとする。

(費用負担)

第5条 この事業に要する費用の負担は、別表のとおりとする。

2 前項別表に規定する利用者世帯の区分は、毎年度7月1日を基準日として、介護  
保険料の算定に用いた基準により決定するものとする。この場合において、65歳  
未満の者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けて  
いる世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中  
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）  
の規定による生活支援給付を受けている世帯に属する者については申請を受けた日  
の基準により決定するものとし、翌年度以降にあつては毎年7月1日を基準日とし  
て決定するものとする。

3 機器の設置に必要となる電話回線等の基本料金及び通話料、人感センサー等のオ  
プションに係る費用は、利用者の負担とする。

(申請)

第6条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市緊急通  
報システム事業利用申請書を市長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を調査し、利用の  
可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、綾瀬市緊急通報システム事業

利用決定通知書により、申請を却下したときは綾瀬市緊急通報システム事業利用申請却下通知書により申請者に通知する。

(届出)

第8条 前条の規定により利用決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに綾瀬市緊急通報システム事業利用変更届により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 電話番号
- (3) 緊急連絡先

(返還)

第9条 利用者は、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は事業を利用する必要がなくなったときは、綾瀬市緊急通報システム事業機器返還届を市長に提出し、機器を返還しなければならない。

(解除)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を解除し、機器を撤去する。

- (1) この事業の目的以外に機器を使用したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (3) その他市長が事業を利用することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、利用の解除を行ったときは、綾瀬市緊急通報システム事業利用解除通知書により利用者に通知する。

(適正管理)

第11条 利用者は、市長の指示に従い適正に機器を管理しなければならない。

- 2 利用者は、機器の現状をみだりに変更してはならない。
- 3 利用者は、機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出るものとし、その損傷又は亡失が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者は、現状に復するための実費を負担しなければならない。

(台帳の整備)

第12条 市長は、事業の利用状況を把握するため、綾瀬市緊急通報システム事業利用者台帳を備え必要事項を記載しておくものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、この事業の円滑な実施を図るため、関係機関等と密接な連携を保つものとする。

(様式の委任)

第14条 この要綱に定める申請書その他の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に市が実施する緊急通報システムを利用している者については、第2条に規定する対象者とみなす。

(綾瀬市緊急通報システム運営事業実施要綱の廃止)

3 綾瀬市緊急通報システム運営事業実施要綱（昭和61年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

緊急通報システム事業利用者負担金

	利用者世帯の区分	利用者負担額 (月額)
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）	0円
2	生計中心者が、住民税非課税世帯	250円
3	生計中心者が、住民税課税世帯	500円